

## 傷害特約〔総合保険用〕特約条項

この特約の内容	不慮の事故による死亡・所定の障害状態に対する保障
保険金の種類	災害死亡保険金、障害給付金
保険期間	有期

### 第1条 特約の付加および保障の開始

- この特約は、保険契約者の申出によって5年ごと配当付組立総合保障保険契約に付加します。
- 当社がこの特約の付加を承諾した場合、この特約の保障は、次の時に開始します。

号	特約付加の時期	保障が開始する時（責任開始時）
1	保険契約の締結時	「保障の開始」に関する5年ごと配当付組立総合保障保険普通保険約款（以下、「普通保険約款」といいます。）の規定に定める時
2	保険契約の締結後	同時に付加される保障見直し特約〔総合保険用〕特約条項に定める中途付加日

### 第2条 災害死亡保険金の支払い

- 当社は、次表に定めるところによって災害死亡保険金を支払います。

種類	支払事由 (災害死亡保険金を支払う場合)	保険金額	受取人	免責事由 (「支払事由」に該当しても災害死亡保険金を支払わない場合)
災害死亡保険金	<ol style="list-style-type: none"> <li>被保険者が、この特約の責任開始時<sup>①</sup>以後に発生した不慮の事故（別表2）による傷害を直接の原因として、その事故の日から180日以内のこの特約の保険期間中に死亡したとき<sup>②</sup></li> <li>被保険者が、この特約の責任開始時<sup>①</sup>以後に発病した特定感染症<sup>③</sup>（別表12）を直接の原因として、この特約の保険期間中に死亡したとき</li> </ol>	災害死亡保険金額	死亡保険金受取人	次のいずれかの事由によって被保険者が支払事由に該当したとき <ol style="list-style-type: none"> <li>被保険者の犯罪行為</li> <li>保険契約者、被保険者または死亡保険金受取人の故意または重大な過失</li> <li>被保険者の精神障害の状態を原因とする事故</li> <li>被保険者の泥酔の状態を原因とする事故</li> <li>被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故</li> <li>被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故</li> <li>地震、噴火または津波<sup>④</sup></li> <li>戦争その他の変乱<sup>④</sup></li> </ol>

### 第2条 備考

- 第1条（特約の付加および保障の開始）の規定により保障が開始する時をいいます。復活が行なわれた場合は、「保険契約の復活」に関する普通保険約款の規定により保障が開始する時をいいます。
- 被保険者の生死が不明の場合でも、被保険者が死亡したものと当社が認めたときを含みます。
- 「発病した特定感染症」の発病は、次の各号のいずれか早い時とします。
  - 被保険者または保険契約者が、その特定感染症の症状を自覚または認識した時
  - 被保険者が、その特定感染症について医師の診察を受けた時
  - 被保険者が、医師の診察や健康診断等において異常の指摘（要経過観察の指摘を含みます。）を受けた時
- 被保険者が、地震、噴火もしくは津波または戦争その他の変乱によって死亡した場合、その事由によって死亡した被保険者の数の増加がこの特約の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと当社が認めたときには、当社は、その影響の程度に応じ、災害死亡保険金の全額を支払いまたはその金額を削減して支払います。

① ② ③ …の番号がある場合には、対応する右の備考もご参照ください

② 災害死亡保険金の支払いにあたっては、第①項の規定によるほか、次に定めるところによります。

1. 当社は、災害死亡保険金の支払いに際して、その災害死亡保険金の支払いの原因となった不慮の事故（別表2）によりすでに支払った障害給付金（第3条）または支払うこととした障害給付金がある場合には、災害死亡保険金額からその障害給付金額を差し引きます。
2. 被保険者が死亡保険金受取人の故意または重大な過失によって死亡した場合でも、その死亡保険金受取人が災害死亡保険金の一部の受取人であるときには、以下のとおり取り扱います。
  - ア. その死亡保険金受取人には災害死亡保険金を支払いません。
  - イ. 災害死亡保険金額の全額からアの支払われない災害死亡保険金額を差し引いた残額を他の死亡保険金受取人に支払います。
3. 被保険者が、この特約の責任開始時<sup>①</sup>前に発生した原因によって責任開始時以後に死亡した場合でも、この特約の付加または復活の際の告知等により、当社が、その原因の発生を知っていたとき、または過失によって知らなかったときは、その原因はこの特約の責任開始時以後に発生したものとみなします。

**第2条 備考**

<sup>①</sup> 第1条（特約の付加および保障の開始）の規定により保障が開始する時をいいます。復活が行なわれた場合は、「保険契約の復活」に関する普通保険約款の規定により保障が開始する時をいいます。

**第3条 障害給付金の支払い**

① 当社は、次表に定めるところによって障害給付金を支払います。

**第3条 備考**

種類	支払事由 (障害給付金を支払う場合)	給付金額	受取人	免責事由 (「支払事由」に該当しても障害給付金を支払わない場合)
障害給付金	被保険者が、この特約の責任開始時 <sup>①</sup> 以後に発生した不慮の事故（別表2）による傷害を直接の原因として、その事故の日から180日以内のこの特約の保険期間中に身体障害表（別表13）の第1級から第6級までの障害状態に該当したとき	$\frac{\text{災害死亡保険金額}}{\text{身体障害表（別表13）に定める給付割合}}$	被保険者 <sup>②</sup>	次のいずれかの事由によって被保険者が支払事由に該当したとき <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 被保険者の犯罪行為</li> <li>2. 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失</li> <li>3. 被保険者の精神障害の状態を原因とする事故</li> <li>4. 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故</li> <li>5. 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故</li> <li>6. 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故</li> <li>7. 地震、噴火または津波<sup>③</sup></li> <li>8. 戦争その他の変乱<sup>③</sup></li> </ol>

<sup>①</sup> 第1条（特約の付加および保障の開始）の規定により保障が開始する時をいいます。復活が行なわれた場合は、「保険契約の復活」に関する普通保険約款の規定により保障が開始する時をいいます。

<sup>②</sup> 障害給付金の受取人を被保険者以外の者に変更することはできません。

<sup>③</sup> 被保険者が、地震、噴火もしくは津波または戦争その他の変乱によって身体障害表（別表13）の第1級から第6級までの障害状態に該当した場合、その事由によって障害状態に該当した被保険者の数の増加がこの特約の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと当社が認めたときには、当社は、その影響の程度に応じ、障害給付金の全額を支払いまたはその金額を削減して支払います。

② 障害給付金の支払いにあたっては、第①項の規定によるほか、次に定めるところによります。

1. 障害給付金の支払いは、給付割合を通算して10割をもって限度とします。
2. 当社は、障害給付金を支払う前に災害死亡保険金の請求を受け、災害死亡保険金が支払われるときは、その災害死亡保険金の原因となった不慮の事故（別表2）と同一の事故による障害給付金を支払いません。

① ② ③ …の番号がある場合には、対応する右の備考もご参照ください

3. この特約の保険期間の満了する日において、被保険者が身体障害表（別表13）「備考」の「回復の見込みのない」状態に該当していないことのみを理由に障害給付金が支払われない場合でも、次のいずれかの事由に該当したときは、この特約の保険期間の満了時に障害給付金の支払事由に該当していたものとみなして、障害給付金を支払います。

ア. この特約の保険期間満了後も引き続きその状態<sup>④</sup>が継続しこの特約の保険期間の満了後180日以内に回復の見込みがないことが明らかになったとき

イ. この特約の保険期間満了後も180日間引き続きその状態が継続したとき

4. 被保険者が、この特約の責任開始時<sup>①</sup>前に発生した原因によって責任開始時以後に身体障害表（別表13）の第1級から第6級までの障害状態に該当した場合でも、この特約の付加または復活の際の告知等により、当社が、その原因の発生を知っていたとき、または過失によって知らなかったときは、その原因はこの特約の責任開始時以後に発生したものとみなします。

### 第3条 備考

④ 「回復の見込みのない」状態に該当していないことのみを理由に障害給付金が支払われない状態を指します。

① 第1条（特約の付加および保障の開始）の規定により保障が開始する時をいいます。復活が行なわれた場合は、「保険契約の復活」に関する普通保険約款の規定により保障が開始する時をいいます。

### 第4条 災害死亡保険金の支払方法の選択

保険契約者<sup>①</sup>は、災害死亡保険金の一時支払いに代えて、当社の定める取扱いの範囲内で、災害死亡保険金について次のいずれかの支払方法を選択することができます。

1. 年金支払い（確定年金・保証期間付終身年金）
2. すえ置支払い

### 第4条 備考

① 災害死亡保険金の支払事由発生後は、死亡保険金受取人となります。

### 第5条 特約の保険料払込期間および特約保険料の払込み

- ① この特約の保険料払込期間は、この特約の保険期間と同一とします。
- ② この特約の特約保険料は、この特約の保険料払込期間中、「保険料の払込み」および「保険料払込方法（経路）」に関する普通保険約款の規定により払い込まれるものとします。

① ② ③ … の番号がある場合には、対応する右の備考もご参照ください

**第6条 特約保険料の払込免除**

① 当社は、次表に定めるところによって、障害状態に該当した日後到来する契約応当日のこの特約の特約保険料の払込みを免除し、以後払込期月の契約応当日ごにこの特約の特約保険料の払込みがあったものとして取り扱います。

払込免除事由 (特約保険料の払込みを免除する場合)	「払込免除事由」に該当しても 特約保険料の払込みを免除できない場合
被保険者がこの特約の責任開始時 <sup>①</sup> 以後に発病した疾病 <sup>②</sup> または発生した傷害によって保険料払込期間中に身体障害表(別表1)の第1級の障害状態に該当したとき <sup>③</sup>	次のいずれかの事由によって被保険者が払込免除事由に該当したとき 1. 被保険者の自殺行為 2. 被保険者の犯罪行為 3. 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失 4. 戦争その他の変乱 <sup>⑤</sup>
被保険者がこの特約の責任開始時 <sup>①</sup> 以後に発生した不慮の事故(別表2)による傷害を直接の原因として、その事故の日から180日以内の保険料払込期間中に身体障害表(別表1)の第2級または第3級の障害状態に該当したとき <sup>④</sup>	次のいずれかの事由によって被保険者が払込免除事由に該当したとき 1. 被保険者の犯罪行為 2. 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失 3. 被保険者の精神障害の状態を原因とする事故 4. 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 5. 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 6. 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 7. 地震、噴火または津波 <sup>⑥</sup> 8. 戦争その他の変乱 <sup>⑤</sup>

② 被保険者が、この特約の責任開始時<sup>①</sup>前に発生した原因によって責任開始時以後に身体障害表(別表1)の第1級の障害状態または第2級もしくは第3級の障害状態に該当した場合でも、この特約の付加または復活の際の告知等により、当社が、その原因の発生を知っていたとき、または過失によって知らなかったときは、その原因はこの特約の責任開始時以後に発生したものとみなします。

**第7条 特約の社員配当金**

普通保険約款に規定する保険契約の社員配当金とは別に、この特約の社員配当金を支払うことがあります。

**第8条 特約の返戻金**

この特約には返戻金はありません。

**第6条 備考**

<sup>①</sup> 第1条(特約の付加および保障の開始)の規定により保障が開始する時をいいます。復活が行なわれた場合は、「保険契約の復活」に関する普通保険約款の規定により保障が開始する時をいいます。

<sup>②</sup> 「発病した疾病」の発病は、次の各号のいずれか早い時とします。  
(1) 被保険者または保険契約者が、その疾病の症状を自覚または認識した時  
(2) 被保険者が、その疾病について医師の診察を受けた時  
(3) 被保険者が、医師の診察や健康診断等において異常の指摘(要経過観察の指摘を含みます。)を受けた時

<sup>③</sup> 責任開始時前にすでに生じていた障害状態に責任開始時以後に発病した疾病または発生した傷害(責任開始時前にすでに生じていた障害状態の原因となった疾病または傷害と因果関係のない疾病または傷害に限り、)を原因とする障害状態が新たに加わって身体障害表(別表1)の第1級の障害状態に該当したときを含みます。

<sup>④</sup> 責任開始時前にすでに生じていた障害状態に責任開始時以後に発生した不慮の事故(別表2)による傷害を直接の原因とする障害状態が新たに加わって身体障害表(別表1)の第2級または第3級の障害状態に該当したときを含みます。

<sup>⑤</sup> 被保険者が地震、噴火もしくは津波または戦争その他の変乱によって障害状態に該当した場合、その事由によって障害状態に該当した被保険者の数の増加がこの特約の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと当社が認めたときには、当社は、この特約の特約保険料の払込みを免除します。

① ② ③ …の番号がある場合には、対応する右の備考もご参照ください

## 第9条 災害死亡保険金額の減額

保険契約者は、この特約の災害死亡保険金額を減額することができます。ただし、当社は、減額後のこの特約の災害死亡保険金額が当社の定める限度を下回る減額は取り扱いません。

## 第10条 普通保険約款の規定の適用

この特約条項に別段の定めのない事項については、普通保険約款の規定によるものとします。

(平成26年6月2日実施)  
(平成27年9月2日改正)



別表1 身体障害表

等級	障害状態
第1級	1. 両眼の視力を全く永久に失ったもの
	2. 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの
	3. 中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの
	4. 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
	5. 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
	6. 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
	7. 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの
第2級 ・ 第3級	1. 両耳の聴力を全く永久に失ったもの
	2. 1眼の視力を全く永久に失ったもの
	3. 1上肢を手関節以上で失ったかまたは1上肢の用もしくは1上肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの
	4. 1下肢を足関節以上で失ったかまたは1下肢の用もしくは1下肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの
	5. 1手の5手指を失ったかまたは第1指（母指）および第2指（示指）を含んで4手指を失ったもの
	6. 10手指の用を全く永久に失ったもの
	7. 10足指を失ったもの
	8. 脊柱に著しい奇形または著しい運動障害を永久に残すもの

## 備考

## 1. 眼の障害（視力障害）

- (1) 視力の測定は、万国式視力表により、1眼ずつ、矯正視力について測定します。
- (2) 「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込みのない場合をいいます。
- (3) 視野狭窄および眼瞼下垂による視力障害は視力を失ったものとはみなしません。

## 2. 言語またはそしゃくの障害

- (1) 「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、次の3つの場合をいいます。
  - ① 語音構成機能障害で、口唇音、歯舌音、口蓋音、喉頭音の4種のうち、3種以上の発音が不能となり、その回復の見込みがない場合
  - ② 脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意志の疎通が不可能となり、その回復の見込みがない場合
  - ③ 声帯全部の摘出により発音が不能な場合
- (2) 「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込みのない場合をいいます。

## 3. 常に介護を要するもの

「常に介護を要するもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分ではできず常に他人の介護を要する状態をいいます。

## 4. 上・下肢の障害

- (1) 「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全に、上・下肢の運動機能を失ったものをいい、下表に定める上・下肢の完全運動麻痺、または上・下肢においてそれぞれ3大関節（上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節）の完全強直で回復の見込みのない場合をいいます。

**(表) 上・下肢の完全運動麻痺**

上肢においては肩関節以下、下肢においてはまた関節以下の部分において、筋の収縮がみられないもの、または、筋の収縮は軽度のみられるものの運動はできないもの

- (2) 「関節の用を全く永久に失ったもの」とは、関節の完全強直で、回復の見込みのない場合、または人工骨頭もしくは人工関節を挿入置換した場合をいいます。

## 5. 耳の障害（聴力障害）

- (1) 聴力の測定は、日本工業規格に準拠したオーディオメータで行ないます。
- (2) 「聴力を全く永久に失ったもの」とは、周波数500・1,000・2,000ヘルツにおける聴力レベルをそれぞれ  $a \cdot b \cdot c$  デシベルとしたとき
- $$\frac{1}{4} (a + 2b + c)$$

の値が90デシベル以上（耳介に接しても大声語を理解しえないもの）で回復の見込みのない場合をいいます。

## 6. 脊柱の障害

- (1) 「脊柱の著しい奇形」とは、脊柱の奇形が通常の衣服を着用しても外部から見て明らかにわかる程度以上のものをいいます。
- (2) 「脊柱の著しい運動障害」とは、頸椎における完全強直の場合、または胸椎以下における前後屈、左右屈および左右回旋の3種の運動のうち、2種以上の運動が生理的範囲の2分の1以下に制限された場合をいいます。

## 7. 手指の障害

- (1) 「手指を失ったもの」とは、第1指（母指）においては指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいいます。
- (2) 「手指の用を全く永久に失ったもの」とは、手指の末節の2分の1以上を失った場合、または手指の中手指節関節もしくは近位指節間関節（第1指（母指）においては指節間関節）の運動範囲が生理的運動範囲の2分の1以下で回復の見込みのない場合をいいます。

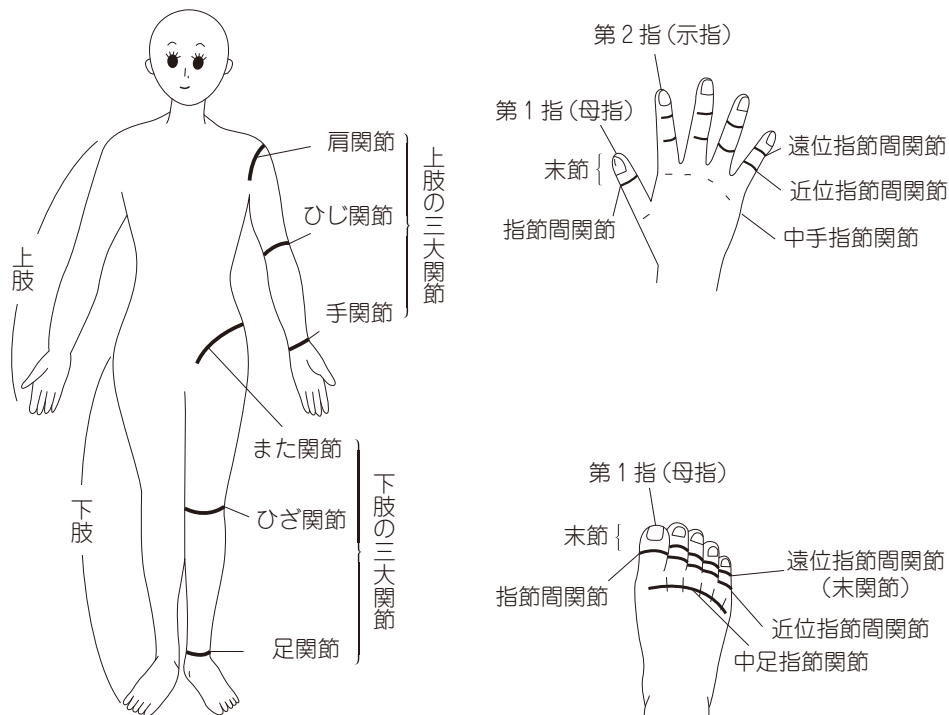
## 8. 足指の障害

「足指を失ったもの」とは、足指全部を失ったものをいいます。

## 補 足

以上の障害に定める「回復の見込みのない」の判定に際しては、障害状態の様態により、障害状態に該当している期間が180日以上であるなどの経過観察日数を設けて判断することがあります。

## 身体部位略図



## 別表2 対象となる不慮の事故

対象となる不慮の事故とは、表1によって定義づけられる急激かつ偶発的な外来の事故（ただし、疾病または体質的な要因を有する者が軽微な外因により発症またはその症状が悪化したときには、その軽微な外因は急激かつ偶発的な外来の事故とみなしません。）で、かつ、平成6年10月12日総務庁告示第75号に基づく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10（2003年版）準拠」に記載された分類のうち表2に定めるものをいいます（ただし、表2の「除外するもの」欄にあるものを除きます。）。

表1 急激、偶発、外来の定義

用語	定義
1. 急激	事故から傷害の発生までの経過が直接的で、時間的間隔のないことをいいます。（慢性、反復性、持続性の強いものは該当しません。）
2. 偶発	事故の発生または事故による傷害の発生が被保険者にとって予見できないことをいいます。（被保険者の故意にもとづくものは該当しません。）
3. 外来	事故が被保険者の身体の外部から作用することをいいます。（疾病や疾病に起因するもの等身体の内部に原因があるものは該当しません。）



表2 対象となる不慮の事故の分類項目（基本分類コード）

分類項目（基本分類コード）	除外するもの
1. 交通事故（V01～V99）	
2. 不慮の損傷のその他の外因（W00～X59）	・ 飢餓・渴
・ 転倒・転落（W00～W19）	
・ 生物によらない機械的な力への曝露 <sup>①</sup> （W20～W49）	・ 騒音への曝露（W42） ・ 振動への曝露（W43）
・ 生物による機械的な力への曝露（W50～W64）	
・ 不慮の溺死および溺水（W65～W74）	
・ その他の不慮の窒息（W75～W84）	・ 疾病による呼吸障害、 <sup>えんげ</sup> 嚥下障害、精神神経障害の状態にある者の次の誤嚥〈吸引〉 胃内容物の誤嚥〈吸引〉（W78） 気道閉塞を生じた食物の誤嚥〈吸引〉（W79） 気道閉塞を生じたその他の物体の誤嚥〈吸引〉（W80）
・ 電流、放射線ならびに極端な気温および気圧への曝露（W85～W99）	・ 高圧、低圧および気圧の変化への曝露（W94）（高山病など）
・ 煙、火および火災への曝露（X00～X09）	
・ 熱および高温物質との接触（X10～X19）	
・ 有毒動植物との接触（X20～X29）	
・ 自然の力への曝露（X30～X39）	・ 自然の過度の高温への曝露（X30）中の気象条件によるもの（熱中症、日射病、熱射病など）
・ 有害物質による不慮の中毒および有害物質への曝露（X40～X49） <sup>②③</sup>	・ 疾病の診断、治療を目的としたもの
・ 無理ながんばり、旅行および欠乏状態（X50～X57）	・ 無理ながんばりおよび激しい運動または反復性の運動（X50）中の過度の肉体行使、レクリエーション、その他の活動における過度の運動 ・ 旅行および移動（X51）（乗り物酔いなど） ・ 無重力環境への長期滞在（X52）
・ その他および詳細不明の要因への不慮の曝露（X58～X59）	
3. 加害にもとづく傷害および死亡（X85～Y09）	
4. 法的介入および戦争行為（Y35～Y36）	・ 合法的処刑（Y35.5）
5. 内科的および外科的ケアの合併症（Y40～Y84）	・ 疾病の診断、治療を目的としたもの
・ 治療上の使用により有害作用を引き起こした薬物、薬剤および生物学的製剤（Y40～Y59）によるもの <sup>④</sup>	
・ 外科的および内科的ケア時における患者に対する医療事故（Y60～Y69）	
・ 治療および診断に用いて副反応を起こした医療用器具（Y70～Y82）によるもの	
・ 患者の異常反応または後発合併症を生じた外科的およびその他の医学的処置で、処置時には事故の記載がないもの（Y83～Y84）	

## 備考

- <sup>①</sup> 「曝露」とは、その環境にさらされることをいいます。
- <sup>②</sup> 洗剤、油脂およびグリース、溶剤その他の化学物質による接触皮膚炎ならびにサルモネラ性食中毒、細菌性食中毒（ブドウ球菌性、ポツリヌス菌性、その他および詳細不明の細菌性食中毒）およびアレルギー性・食事性・中毒性の胃腸炎、大腸炎は含まれません。
- <sup>③</sup> 外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎などは含まれません。

## 別表12 対象となる特定感染症

対象となる特定感染症とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10（2003年版）準拠」によるものとします。

分類項目	基本分類コード
コレラ	A00
腸チフス	A01.0
パラチフスA	A01.1
細菌性赤痢	A03
腸管出血性大腸菌感染症	A04.3
ペスト	A20
ジフテリア	A36
急性灰白髄炎〈ポリオ〉	A80
ラッサ熱	A96.2
クリミア・コンゴ〈Crimean-Congo〉出血熱	A98.0
マールブルグ〈Marburg〉ウイルス病	A98.3
エボラ〈Ebola〉ウイルス病	A98.4
痘瘡	B03
重症急性呼吸器症候群 [SARS] (ただし、病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限ります。)	U04

別表13 身体障害表（障害給付金の支払対象となる障害状態および給付割合）

等級	障害状態	給付割合
第1級	1. 両眼の視力を全く永久に失ったもの	10 割
	2. 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの	
	3. 中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの	
	4. 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの	
	5. 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの	
	6. 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの	
	7. 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの	
第2級	8. 1上肢および1下肢の用を全く永久に失ったもの	7 割
	9. 10手指を失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの	
	10. 1肢に第3級の13から15までのいずれかの身体障害を生じ、かつ、他の1肢に第3級の13から15までまたは第4級の21から25までのいずれかの身体障害を生じたもの	
	11. 両耳の聴力を全く永久に失ったもの	
第3級	12. 1眼の視力を全く永久に失ったもの	5 割
	13. 1上肢を手関節以上で失ったかまたは1上肢の用もしくは1上肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの	
	14. 1下肢を足関節以上で失ったかまたは1下肢の用もしくは1下肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの	
	15. 1手の5手指を失ったかまたは第1指（母指）および第2指（示指）を含んで4手指を失ったもの	
	16. 10足指を失ったもの	
	17. 脊柱に著しい奇形または著しい運動障害を永久に残すもの	
第4級	18. 両眼の視力にそれぞれ著しい障害を永久に残すもの	3 割
	19. 言語またはそしゃくの機能に著しい障害を永久に残すもの	
	20. 中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に日常生活動作が著しく制限されるもの	
	21. 1上肢の3大関節中の1関節の用を全く永久に失ったもの	
	22. 1下肢の3大関節中の1関節の用を全く永久に失ったもの	
	23. 1下肢が永久に5センチ以上短縮したもの	
	24. 1手の第1指（母指）および第2指（示指）を失ったかまたは第1指（母指）および第2指（示指）のうち少なくとも1手指を含んで3手指以上を失ったもの	
	25. 1手の5手指の用を全く永久に失ったかまたは第1指（母指）および第2指（示指）を含んで3手指以上の用を全く永久に失ったもの	
	26. 10足指の用を全く永久に失ったもの	
	27. 1足の5足指を失ったもの	

等級	障害状態	給付割合
第5級	28. 1 上肢の3大関節中の2関節の機能に著しい障害を永久に残すもの	1.5 割
	29. 1 下肢の3大関節中の2関節の機能に著しい障害を永久に残すもの	
	30. 1手の第1指(母指)もしくは第2指(示指)を失ったか、第1指(母指)もしくは第2指(示指)を含んで2手指を失ったかまたは第1指(母指)および第2指(示指)以外の3手指を失ったもの	
	31. 1手の第1指(母指)および第2指(示指)の用を全く永久に失ったもの	
	32. 1足の5足指の用を全く永久に失ったもの	
	33. 両耳の聴力に著しい障害を永久に残すもの	
	34. 1耳の聴力を全く永久に失ったもの	
	35. 鼻を欠損し、かつ、その機能に著しい障害を永久に残すもの	
36. 脊柱(頸椎を除く)に運動障害を永久に残すもの		
第6級	37. 1上肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を永久に残すもの	1 割
	38. 1下肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を永久に残すもの	
	39. 1下肢が永久に3センチ以上短縮したもの	
	40. 1手の第1指(母指)もしくは第2指(示指)の用を全く永久に失ったか、第1指(母指)もしくは第2指(示指)を含んで2手指以上の用を全く永久に失ったかまたは第1指(母指)および第2指(示指)以外の2手指もしくは3手指の用を全く永久に失ったもの	
	41. 1手の第1指(母指)および第2指(示指)以外の1手指または2手指を失ったもの	
	42. 1足の第1指(母指)または他の4足指を失ったもの	
	43. 1足の第1指(母指)を含んで3足指以上の用を全く永久に失ったもの	
<p>障害給付金の計算に際して用いる給付割合は、次のとおりとします。</p> <p>(1) 1種目の障害状態に該当した場合 その障害状態が属する等級の給付割合</p> <p>(2) 2種目以上の障害状態に該当した場合 それぞれの障害状態が属する等級の給付割合の合計割合。ただし、それらの障害状態が身体の同一部位に生じた場合には、最も上位の種目の障害状態が属する等級の給付割合</p> <p>(3) すでに障害状態のある身体の同一部位に加重して障害状態が生じた場合 加重の結果新たに生じた障害状態が属する等級の給付割合からすでにある障害状態が属する等級の給付割合を差し引いて得た給付割合</p>		

## 備考

### 1. 眼の障害(視力障害)

- (1) 視力の測定は、万国式試視力表により、1眼ずつ、矯正視力について測定します。
- (2) 「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込みのない場合をいいます。
- (3) 「視力に著しい障害を永久に残すもの」とは、視力が0.06以下になって回復の見込みのない場合をいいます。
- (4) 視野狭窄および眼瞼下垂による視力障害は視力を失ったものとはみなしません。

### 2. 言語またはそしゃくの障害

- (1) 「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、次の3つの場合をいいます。
  - ① 語音構成機能障害で、口唇音、歯舌音、口蓋音、喉頭音の4種のうち、3種以上の発音が不能となり、その回復の見込みがない場合
  - ② 脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意志の疎通が不可能となり、その回復の見込みがない場合
  - ③ 声帯全部の摘出により発音が不能な場合
- (2) 「言語の機能に著しい障害を永久に残すもの」とは、語音構成機能障害、脳言語中枢の損傷、発声器官の障害のため、身振り、書字その他の補助動作がなくては、音声言語による意志の疎通が困難となり、その回復の見込みがない場合をいいます。
- (3) 「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込みがない場合をいいます。

- (4) 「そしゃくの機能に著しい障害を永久に残すもの」とは、かゆ食またはこれに準ずる程度の飲食物以外のものはとることができず、その回復の見込みがない場合をいいます。

### 3. 常に介護を要するもの

「常に介護を要するもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分ではできず、常に他人の介護を要する状態をいいます。

### 4. 日常生活動作が著しく制限されるもの

「日常生活動作が著しく制限されるもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のほとんどが自力では困難で、その都度他人の介護を要する状態をいいます。

### 5. 上・下肢の障害

- (1) 「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全に上・下肢の運動機能を失ったものをいい、下表に定める上・下肢の完全運動麻痺、または上・下肢においてそれぞれ3大関節（上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節）の完全強直で回復の見込みのない場合をいいます。

(表) 上・下肢の完全運動麻痺

上肢においては肩関節以下、下肢においてはまた関節以下の部分において、筋の収縮がみられないもの、または、筋の収縮は軽度のみられるものの運動はできないもの

- (2) 「関節の用を全く永久に失ったもの」とは、関節の完全強直で、回復の見込みのない場合、または人工骨頭もしくは人工関節を挿入置換した場合をいいます。
- (3) 「関節の機能に著しい障害を永久に残すもの」とは、関節の運動範囲が、生理的運動範囲の2分の1以下で回復の見込みのない場合をいいます。

### 6. 耳の障害（聴力障害）

- (1) 聴力の測定は、日本工業規格に準拠したオーディオメータで行ないます。
- (2) 「聴力を全く永久に失ったもの」とは、周波数500・1,000・2,000ヘルツにおける聴力レベルをそれぞれ a・b・c デシベルとしたとき
- $$\frac{1}{4} (a + 2b + c)$$
- の値が90デシベル以上（耳介に接しても大声語を理解しえないもの）で回復の見込みのない場合をいいます。
- (3) 「聴力に著しい障害を永久に残すもの」とは、上記(2)の  $\frac{1}{4} (a + 2b + c)$  の値が、70デシベル以上（40cmを超えると話声語を理解しえないもの）で回復の見込みのない場合をいいます。

### 7. 脊柱の障害

- (1) 「脊柱の著しい奇形」とは、脊柱の奇形が通常の衣服を着用しても外部からみて明らかにわかる程度以上のものをいいます。
- (2) 「脊柱の著しい運動障害」とは、頸椎における完全強直の場合、または胸椎以下における前後屈、左右屈および左右回旋の3種の運動のうち2種以上の運動が生理的範囲の2分の1以下に制限された場合をいいます。
- (3) 「脊柱（頸椎を除く）の運動障害」とは、胸椎以下における前後屈、左右屈および左右回旋の3種の運動のうち2種以上の運動が生理的範囲の3分の2以下に制限された場合をいいます。

### 8. 手指の障害

- (1) 手指の障害については、5手指をもって1手として取り扱い、個々の指の障害につきそれぞれ等級を定めてこれを合わせることはありません。
- (2) 「手指を失ったもの」とは、第1指（母指）においては指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいいます。
- (3) 「手指の用を全く永久に失ったもの」とは、手指の末節の2分の1以上を失った場合、または手指の中手指節関節もしくは近位指節間関節（第1指（母指）においては指節間関節）の運動範囲が生理的運動範囲の2分の1以下で回復の見込みのない場合をいいます。

### 9. 足指の障害

- (1) 「足指を失ったもの」とは、足指全部を失ったものをいいます。
- (2) 「足指の用を全く永久に失ったもの」とは、第1指（母指）は末節の2分の1以上、その他の足指は遠位指節間関節以上を失った場合または中足指節間関節もしくは近位指節間関節（第1指（母指）にあつては指節間関節）が強直し、その回復の見込みがない場合をいいます。

### 10. 鼻の障害

- (1) 「鼻を欠損し」とは、鼻軟骨の2分の1以上を欠損した場合をいいます。
- (2) 「機能に著しい障害を永久に残すもの」とは、両側の鼻呼吸困難または嗅覚脱失で回復の見込みのない場合をいいます。

## 11. 同一部位

- (1) 1 上肢については、肩関節以下すべて同一部位とします。
- (2) 1 下肢については、また関節以下すべて同一部位とします。
- (3) 眼については、両眼を同一部位とします。
- (4) 耳については、両耳を同一部位とします。
- (5) 脊柱<sup>せき</sup>については、頸椎<sup>けいつい</sup>以下すべて同一部位とします。
- (6) 第1級の4、5、6もしくは7、第2級の8、9もしくは10、第3級の16または第4級の26の障害に該当する場合には、両上肢、両下肢、1上肢と1下肢、10手指または10足指をそれぞれ同一部位とします。

### 補 足

以上の障害に定める「回復の見込みのない」の判定に際しては、障害状態の様態により、障害状態に該当している期間が180日以上であるなどの経過観察日数を設けて判断することがあります。